

ダスキン ユニフォームサービス事業部

ダスキニューニフォームサービス
フランチャイズチェーン
フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について

作成日 2024年7月1日

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会正会員

株式会社ダスキン

フランチャイズ契約のご案内

株式会社ダスキン

〒564-0051 大阪府吹田市豊津町1番33号

ユニフォームサービス事業部

電話 06-6821-5074 FAX 06-6821-5360

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、経済産業省の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下「小振法」という）及び中小小売商業振興法規則（以下「規則」という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下「フランチャイズガイドライン」という）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談したりするなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目6番2号 第二秋山ビル

電話番号 (03) 5777-8701

この案内は、2024年7月1日に作成され、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂く必要があります。

ダスキニユニフォームサービスフランチャイズチェーンへの加盟を希望される方へ ～フランチャイズ契約を締結する前に～

合掌 この度は、当社のダスキニユニフォームサービスフランチャイズチェーン（以下「本チェーン」という）に多大な関心をお持ちいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

さて、当社は「喜びのタネをまこう」と、1963年創業以来「道と経済の合一」を目指し「祈りの経営」を経営理念としてかかげ、全ての事業に共通して、フランチャイズ本部と加盟店とは「運命共同体」との認識のもと、「ダスキニユニフォームサービス」の名のもとにユニフォームのレンタル及びクリーニングを中心とするレンタル事業に関するフランチャイズシステムを展開しております。

本チェーンの店舗は、レンタル業及びクリーニング業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、ダスキニユニフォームサービスイメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、本チェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初から本チェーンとは異なる独自の経営手法を重視され、本チェーンのノウハウ、システム、イメージなどにとられない経営を希望される方には、本チェーンへの加盟をお勧めできません。

当社の本チェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、ご加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、それぞれの役割を忠実、且つ積極的に果たすことが本チェーンの経営成功の鍵なのです。

本チェーンの経営をされるご加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力はご加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、ご加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

目 次			
項 目	頁 数	小振法及び規則	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	2		
ダスキユニフォームサービスフランチャイズチェーンへの加盟を希望される方へ	3		
第 I 部 株式会社ダスキンについて			
1. わが社の経営理念 (1) ダスキン経営理念 (2) 企業目的	6		
2. 本部の概要 商号・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業内容・所属団体・沿革等	6	規則第 10 条第 2 号 " 第 10 条第 5 号 " 第 10 条第 1 号 " 第 10 条第 3 号	
3. 会社組織図	10		
4. 役員一覧	11	規則第 10 条第 1 号	
5. 直近 3 事業年度の貸借対照表及び損益計算書	11	規則第 10 条 4 号	
6. 売上・出店状況	13	規則第 10 条 6 号, 11 条 6 号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	13	規則第 11 条第 6 号ロ " 第 11 条第 6 号ハ " 第 11 条第 6 号ニ	
8. 訴訟件数	13	" 第 10 条第 7 号	
第 II 部 フランチャイズ契約の要点			

1. 契約の名称	14		
2. 売上・収益予測についての説明	14		2-(2)-1, 2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額 ② 金銭の性質 ③ お支払いいただく時期及び方法 ④ 当該金銭の返還の有無及び条件 ⑤ その他	14	法 11 条 1 号, 規則 11 条 1 号イ～ホ	2-(2)-7③
4. オープンアカウント、売上金等の送金	16	規則第 10 条 13 号	3-(1)-1-②
5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付の斡旋等の与信利率	17	規則第 10 条 14 号・15 号	2-(2)-7⑤
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類 ② 商品等の供給条件 ③ 仕入先の推奨制度 ④ 発注方法 ⑤ 売買代金の決済方法 ⑥ 返品 ⑦ 販売方法	16	法 11 条 2 号, 規則 11 条 2 号イ、ロ	2-(2)-7① 3-(1)-7 3-(3)
7. 経営の指導に関する事項	16	法 11 条 3 号、規則 11 条 3 号イ～ハ	2-(2)-ア②
8. 使用していただく商標、その他の表示に関する事項	17	法 11 条 4 号、規則 11 条 4 号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項 (1) 契約の期間 (2) 更新の条件及び手続き (3) 契約解除の要件 (4) 契約終了の手続き (5) 契約解除によって生ずる損害賠償金の額又は算定方法等	18	法 11 条 5 号, 規則 11 条 5 号イ～ニ	2-(2)7⑦イ 2-(3)-④ 3-(1)-1-④
10. 定期的にお支払いいただく金銭に関する事項 ① お支払いいただく金銭の額又は算定方法 ② 金銭の性質 ③ お支払いいただく時期 ④ お支払いいただく方法	19	規則 10 条 12 号, 11 条 7 号イ～ニ	2-(2)-7④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日について	20	” 第 10 条第 8 号	
12. テリトリー権の有無及びその内容について	20	” 第 10 条第 9 号	2-(2)-7⑧
13. 競業禁止義務の有無及びその内容について	20	” 第 10 条第 10 号	3-(1)-7
14. 守秘義務の有無及びその内容について	20	” 第 10 条第 11 号	
15. 店舗の内外装等についての特別義務	21	” 第 10 条第 16 号	
16. 契約違反をした場合の違約金、課される義務について	21	” 第 10 条第 17 号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無及びその内容等	21		2-(2)-7⑥
18. 加盟者に課する特別の義務について	21		
後記 1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書			

第 I 部 株式会社ダスキンについて

1. わが社の経営理念

(1) 祈りの経営ダスキン経営理念

一日一日と今日こそは
あなたの人生が（わたしの人生が）
新しく生まれ変わるチャンスです
自分に対しては
損と得とあらば損の道をゆくこと
他人に対しては
喜びのタネまきをすること
我も他も（わたしもあなたも）
物心共に豊かになり（物も心も豊かになり）
生きがいのある世の中にする

ありがとうございました 合掌

(2) 企業目的

ダスキンは『道と経済の合一』をめざします
ダスキンは「人を愛し、人を育てます」
ダスキンは“めい・あい・へるぷ・ゆう？”と呼びかけます
ダスキンは「喜びのタネまき」をいたします

2. 本部の概要

(2024年6月26日現在)

- (1) 商 号：株式会社ダスキン
- (2) 代 表 者：代表取締役 社長執行役員 大久保 裕行
- (3) 本店所在地：
〒564-0051 大阪府吹田市豊津町1番33号
電話 06-6387-3411（代）
URL <http://www.duskin.co.jp/>
- (4) 本チェーンの管轄事業本部名称：ユニフォームサービス事業部
- (5) 本チェーンの管轄事業本部所在地：
〒564-0051 大阪府吹田市豊津町1番33号
電話 06-6821-5074 FAX 06-6821-5360
URL <http://us.duskin.co.jp/>
- (6) 設 立：1963年2月4日
- (7) 本チェーンの開始時期：1982年4月（直営店1号店の開店月）
1983年4月（加盟店1号店の開店月）
- (8) 資 本 金：113億円

- (9) 事業内容 : マット、モップ等清掃用具その他動産の賃貸業、
建物等の清掃業、害虫等の防除業、飲食業、
その他総合サービス業
- (10) 従業員数 : 1,988名(単体)
- (11) 主要株主 : 株式会社ニッポン
- (12) 主要取引銀行: 株式会社三井住友銀行・三井住友信託銀行株式会社
- (13) 所属団体 : 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
国際フランチャイズチェーン協会、
社団法人日本訪問販売協会

- (14) 他に行っている事業の種類 :

ダストコントロール事業	クリーンサービス事業	ウォーターコントロール事業
エアークontrol事業	ワイプフルサービス事業	サービスマスター事業
メリーメイド事業	ターミックス事業	トータルグリーン事業
ホームリペア事業	ヘルス&ビューティ事業	レントオール事業
ヘルスレント事業	ライフケア事業	ミスタードーナツ事業
レスキュー事業		

- (15) 沿革

1963年 (昭和38年)	
2月	株式会社サニクリーンを設立登記
11月	ダストコントロール商品の初の生産拠点、吹田工場開設
1964年 (昭和39年)	
6月	株式会社ダスキんに社名変更
10月	化学ぞうきん「ホームダスキン」全国販売開始
1967年 (昭和42年)	
9月	モップ縫製工場開設 (現株式会社和倉ダスキンにて運営)
1969年 (昭和44年)	
8月	I F A (国際フランチャイズ協会) に、日本初のメンバーとして入会
1971年 (昭和46年)	
1月	サービスマスター事業を開始
4月	ミスタードーナツ事業を開始。大阪府箕面市に1号店をオープン
7月	ホームダスキンの廃却布を再生した産業用ウエスのレンタルスタート
1976年 (昭和51年)	
11月	株式会社アガとの提携により、化粧品販売事業 (現ヘルス&ビューティ事業) を開始
1977年 (昭和52年)	
4月	害虫駆除等環境衛生管理事業 (現ターミックス事業) を開始
1978年 (昭和53年)	
1月	マット製造工場開設 (現株式会社小野ダスキンにて運営)
10月	家庭用品の総合レンタル事業 (現レントオール事業) を開始
12月	ユニフォームレンタル事業 (現ユニフォームサービス事業) を開始
1982年 (昭和57年)	

7月	医療関連施設のマネジメントサービスを開始 (現株式会社ダスキンヘルスケアにて運営)
1989年 (平成元年)	
7月	メリーメイド事業を開始
1990年 (平成2年)	
9月	本社ビル「ダスキンピア」が現在地に完成
9月	株式会社エバーフレッシュ函館設立
1993年 (平成5年)	
10月	新たなフランチャイズシステム「ダスキンサーヴ100」活動スタート
1994年 (平成6年)	
12月	台湾でのダストコントロール事業を開始
1999年 (平成11年)	
2月	かつアンドかつ事業を開始
4月	ケータリング事業(現ドリンクサービス事業)を開始
11月	ツールグリーン事業(現トータルグリーン事業)を開始
2000年 (平成12年)	
6月	ホームインステッド事業(現ダスキン ライフケア事業)を開始
2003年 (平成15年)	
4月	品質保証体制構築のため「品質保証委員会」設置 (現サステナビリティ委員会 ※2021年5月1日改称)
4月	コンプライアンス体制構築のため 「コンプライアンス推進会議」設置(現コンプライアンス委員会)
2004年 (平成16年)	
7月	ヘルスレント事業を開始
9月	三井物産株式会社との包括的な資本・業務提携契約締結
10月	台湾でのミスタードーナツ事業を開始
2006年 (平成18年)	
5月	リスクマネジメント体制構築のため「リスクマネジメント委員会」設置
11月	中国(上海)でのダストコントロール事業を開始
12月	東京証券取引所・大阪証券取引所の各市場第1部に上場 ※東京証券取引所と大阪証券取引所は、2013年7月16日に現物市場を統合
2008年 (平成20年)	
2月	株式会社モスフードサービスと資本・業務提携契約締結
2010年 (平成22年)	
10月	アザレプロダクツ株式会社及び共和化粧品工業株式会社の両社を 完全子会社化
2014年 (平成26年)	
3月	中外産業株式会社を完全子会社化
2015年 (平成27年)	
10月	ダスキンミュージアムを開設
2016年 (平成28年)	
4月	ホームリペア事業を開始
2017年 (平成29年)	
2月	Big Apple Worldwide Holdings Sdn. Bhd. を子会社化
2018年 (平成30年)	
9月	株式会社ナックと資本・業務提携契約締結
2019年 (平成31年)	
1月	株式会社かつアンドかつを設立
2022年 (令和4年)	
4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、

	東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2023年	(令和5年)
11月	株式会社J Pホールディングスと業務提携
2024年	(令和6年)
2月	健康菜園株式会社を完全子会社化

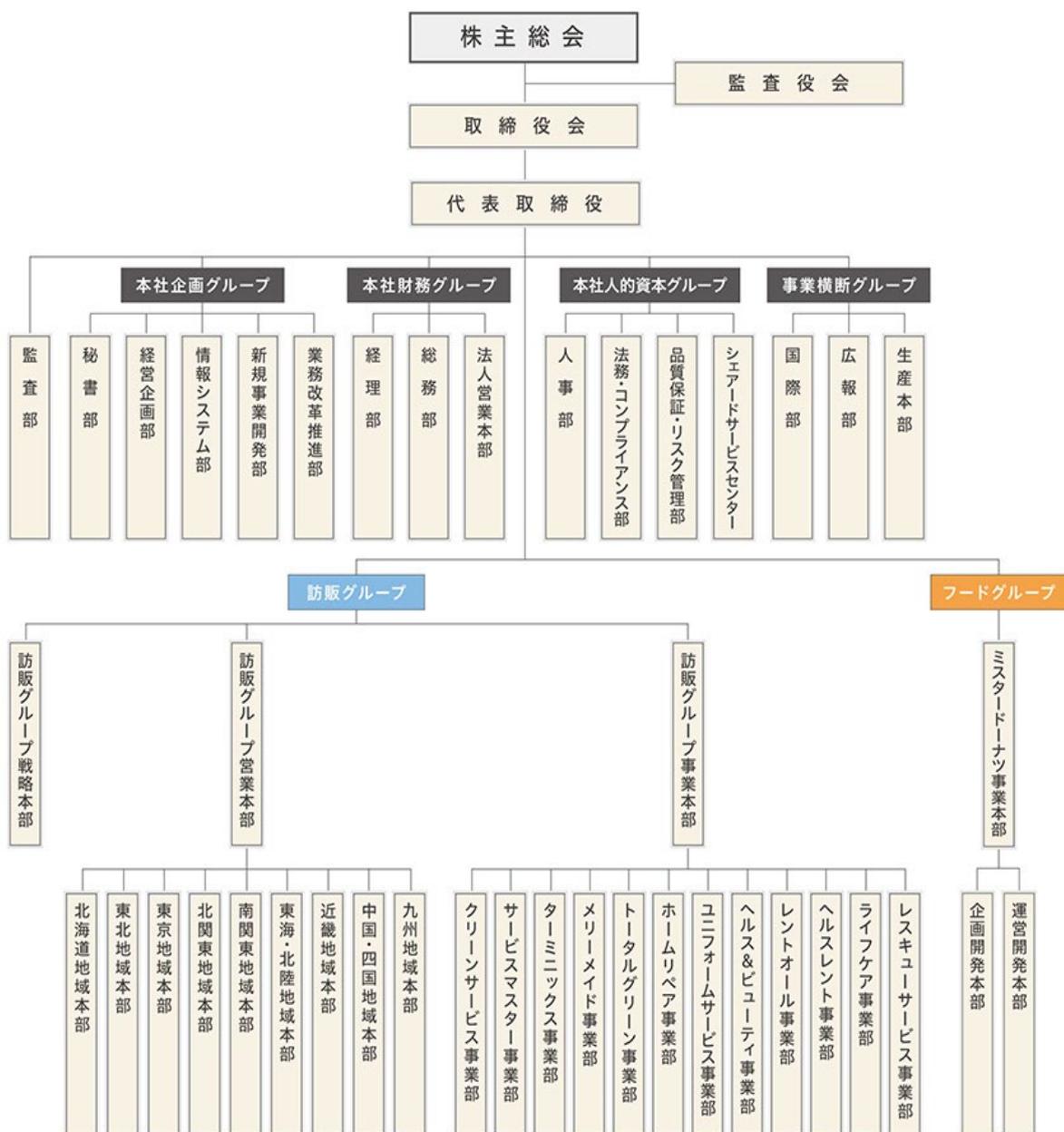
(16) 子会社の名称及び事業内容

事業内容	会社名
ダストコントロール商品の 賃貸及び販売	(株)ダスキンスアーヴ北海道、(株)ダスキンスアーヴ東北 (株)ダスキンスアーヴ北関東、(株)ダスキンスアーヴ東海北陸 (株)ダスキンスアーヴ近畿、(株)ダスキンスアーヴ中国四国 (株)ダスキンスアーヴ九州、(株)ダスキンス沖縄 (株)ダスキンス十和田、(株)ダスキンス宇都宮、 (株)ダスキンス伊那、(株)ダスキンス越前 (株)ダスキンス八代、(株)ダスキンス鹿児島、 楽清(上海)清潔用具租賃有限公司
ダストコントロール商品 クリーニング加工及び配送	(株)ダスキンプロダクト北海道、(株)ダスキンプロダクト東北 (株)ダスキンプロダクト東関東、(株)ダスキンプロダクト東海 (株)ダスキンプロダクト西関東、(株)ダスキンプロダクト九州 (株)ダスキンプロダクト中四国
モップ、化成品製造	(株)和倉ダスキンス

マット、化成品及び吸着剤製造	(株)小野ダスキン
ダストコントロール商品の レンタル業務代行	(株)ダスキンシャトル東京
薬剤及び資器材の提供	(株)ダスキンヘルスケア
リース業、保険代理業	ダスキン共益(株)
ミスタードーナツ商品の販売 及び店舗運営委託	エムディフード(株)
ミスタードーナツ商品の販売	エムディフード東北(株)、エムディフード九州(株)
外食業	(株)かつアンドかつ 健康菜園(株)、(株)ボストンハウス、(株)美食工房 Big Apple Worldwide Holdings Sdn. Bhd.
菓子、パン製造業	(株)エバーフレッシュ函館
化粧品製造及び販売	アザレプロダクツ(株)、共和化粧品工業(株)
ユニフォームの企画及び販売	中外産業(株)

3. 会社組織図

(2024年5月1日現在)



2024年5月1日現在

4. 役員一覧

(2024年6月26日現在)

会長	山村 輝治
代表取締役 社長執行役員	大久保 裕行
取締役 COO	住本 和司
取締役 COO	和田 哲也
取締役 CFO	宮田 直人
取締役 執行役員	上野 進一郎
取締役 執行役員	江村 敬一
社外取締役	辻本 由起子
社外取締役	武藏 扶実
社外取締役	中川 理恵
常勤監査役	内藤 秀幸
常勤監査役	塚本 浩司
社外監査役	猿木 秀和
社外監査役	坂本 一朗
社外監査役	山本 成一郎
執行役員	根本 誠之
執行役員	叶 英之
執行役員	母里 和己
執行役員	大工原 徹次
執行役員	福島 剛
執行役員	飯田 健司
執行役員	井手 丈晴
執行役員	山本 一成
執行役員	松重 泰子

5. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書

第62期決算

貸借対照表の要旨

(2024 年 3 月 31 日 現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	44,220	流 動 負 債	44,312
固 定 資 産	134,991	固 定 負 債	9,356
有 形 固 定 資 産	37,541	負 債 合 計	53,669
無 形 固 定 資 産	6,706	株 主 資 本	114,272
投 資 そ の 他 の 資 産	90,743	資 本 金	11,352
		資 本 剩 余 金	1,090
		資 本 準 備 金	1,090
		そ の 他 資 本 剩 余 金	-
		利 益 剩 余 金	107,292
		(うち利益準備金)	(2,777)
		自 己 株 式	△ 5,462
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	11,219
		純 資 産 合 計	125,541
資 産 合 計	179,211	負 債 純 資 産 合 計	179,211

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

(自 2023 年 4 月 1 日)
(至 2024 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	146,518
売 上 原 価	92,156
売 上 総 利 益	54,362
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	51,643
営 業 利 益	2,718
営 業 外 収 益	4,939
営 業 外 費 用	386
経 常 利 益	7,270
特 別 利 益	80
特 別 損 失	784
税 引 前 当 期 純 利 益	6,566
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,203
法 人 税 等 調 整 額	389
当 期 純 利 益	4,973

第 6 1 期 決 算

貸借対照表の要旨

(2023 年 3 月 31 日 現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	54,926	流 動 負 債	45,919
固 定 資 産	122,445	固 定 負 債	8,342
有 形 固 定 資 産	36,612	負 債 合 計	54,261
無 形 固 定 資 産	6,825	株 主 資 本	114,657
投 資 そ の 他 の 資 産	79,008	資 本 金	11,352
		資 本 剩 余 金	1,090
		資 本 準 備 金	1,090
		そ の 他 資 本 剩 余 金	-
		利 益 剩 余 金	109,315
		(うち利益準備金)	(2,777)
		自 己 株 式	△ 7,101
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	8,403
		純 資 産 合 計	123,110
資 産 合 計	177,372	負 債 純 資 産 合 計	177,372

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

(自 2022 年 4 月 1 日)
(至 2023 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	138,560
売 上 原 価	84,173
売 上 総 利 益	54,386
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	48,634
営 業 利 益	5,752
営 業 外 収 益	4,807
営 業 外 費 用	433
経 常 利 益	10,125
特 別 利 益	70
特 別 損 失	841
税 引 前 当 期 純 利 益	9,354
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,024
法 人 税 等 調 整 額	385
当 期 純 利 益	6,944

第 6 0 期 決 算

貸借対照表の要旨

(2022 年 3 月 31 日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	70,598	流 動 負 債	44,807
固 定 資 産	108,673	固 定 負 債	12,096
有 形 固 定 資 産	36,379	負 債 合 計	56,903
無 形 固 定 資 産	7,416	株 主 資 本	115,249
投 資 そ の 他 の 資 産	64,878	資 本 金	11,352
		資 本 剰 余 金	1,090
		資 本 準 備 金	1,090
		そ の 他 資 本 剰 余 金	-
		利 益 剰 余 金	107,025
		(うち利益準備金)	(2,777)
		自 己 株 式	△ 4,218
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	7,059
		純 資 産 合 計	122,369
資 産 合 計	179,272	負 債 純 資 産 合 計	179,272

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

(自 2021 年 4 月 1 日)
(至 2022 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	132,333
売 上 原 価	78,287
売 上 総 利 益	54,046
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	47,217
営 業 利 益	6,828
営 業 外 収 益	4,097
営 業 外 費 用	363
経 常 利 益	10,563
特 別 利 益	135
特 別 損 失	752
税 引 前 当 期 純 利 益	9,945
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,141
法 人 税 等 調 整 額	404
当 期 純 利 益	7,400

6. 売上・出店状況

(1) 本チェーン売上高推移 (単位：百万円)

年 度	加盟店	直営店	合 計
2020年度	2,252	830	3,082
2021年度	2,287	844	3,131
2022年度	1,982	881	2,863
2023年度	1,524	1,536	3,060

(2) 本チェーン店舗数推移 (各事業年度の末日における加盟者の店舗の数)

年 度	加盟店	直営店	合 計
2020年度	205	11	216
2021年度	204	11	215
2022年度	205	11	216
2023年度	204	11	215

7. 加盟者の店舗に関する事項

- 直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年 度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2021年度	3
2022年度	1
2023年度	2

- 直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数

年 度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2021年度	4
2022年度	1
2023年度	2

- 直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年 度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2021年度	212	4
2022年度	214	1
2023年度	211	2

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年 度	加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2019年度	0	0
2020年度	0	0
2021年度	0	0
2022年度	0	0

2023年度	0	0
--------	---	---

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称

「ダスキニューニフォームサービスフランチャイズチェーン加盟契約書」

2. 売上・収益予測についての説明

本部は、加盟店の売上及び収益に関する予測はいたしません。なお、本部は、加盟店が本チェーンに加盟するか否かの判断をするための資料として、既存店舗の実績やモデルフォーム等本部が調査した資料を交付することはありますが、当該資料はあくまでも参考として交付した資料であり、結果を保証するものではありません。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

(1) 加盟金

- ① 金銭の額
 - ・加盟金……………40万円
- ② 金銭の性質
 - 本チェーン加盟に対する対価です。
- ③ お支払いいただく時期及び方法
 - 「新規加盟店研修会（基本研修会）」終了後1週間以内に本部指定口座に振込んでいただきます。
- ④ 当該金銭の返還の有無及び条件
 - 加盟金については、本部へ支払い後は一切返還されません。但し、加盟店は本部がやむを得ない理由であると認めた場合に限り本契約を解約して返還を求めることができますが、本部は、加盟店の事業展開の準備のために本部が要した費用その他本部の損害を差し引いた上で返還します。
- ⑤ その他
 - 振り込み手数料はすべてご負担していただきます。
 - 消費税は別途お預かりいたします。

(2) 保証金

- ① 金銭の額
 - ・保証金……………100万円
 - (但し、企業集団内の場合または本部から支払われる毎月のクリーニング加工賃が、別途本部の定める基準額以上のクリーニング委託契約工場の本チェーンに新規加盟する場合は不要)
 - ※ 企業集団内とは、株式会社ダスキニューが主宰統括する事業のいずれかに加盟していることを指します。
- ② 金銭の性質
 - 保証金とは、本部と加盟店間のフランチャイズ契約の有効期間中、本部が加盟店より無利息で預かり加盟店が本部に対して負担する一切の債務を担保する

性質のものです。従って、加盟店は本部に預託した保証金を本部に対する債務に充当することを求められないのは、もちろん、これを譲渡・質入れしたり、他の第三者に担保として供したり、その他本部に対する保証能力に影響を及ぼす一切のことをしてはなりません。

- ③ お支払いいただく時期及び方法
新規加盟店研修会終了後1週間以内に本部指定口座に振込んでいただきます。
- ④ 当該金銭の返還の有無及び条件
保証金については、本部と加盟店間のフランチャイズ契約終了後、本部が所定の引継手続きを完了した後、直ちにその全額を返還するものとします。ただし、本部は所定の引継手続き完了までに生じた一切の債権（他の契約に基づくものも含む）をもってその全部又は一部と相殺することができるものとします。
- ⑤ その他
振り込み手数料はすべてご負担していただきます。

(3) 初期キット（資器材・商品・販促ツール）

- ① 金銭の額（概算）
初期キット費………20万円
※ 新商品追加や改廃により金額は変更されます。
- ② 金銭の性質
開業時に必要な資器材、販促ツール一式の対価です。
- ③ お支払いいただく時期及び方法
新規加盟店研修会終了後1週間以内に本部指定口座に振込んでいただきます。
- ④ 当該金銭の返還の有無及び条件
原則として商品の売買が完了した後は、返還しないものとします。ただし、本部と加盟店間のフランチャイズ契約の終了により未使用の商品があるときには、経済的残存価値のある一部の商品に関しては、協議のうえ本部が買い戻す場合があります。
- ⑤ その他
振り込み手数料はすべてご負担していただきます。
消費税は別途お預かりいたします。

(4) 研修費

- ① 金銭の額
新規加盟店研修会（基本研修会）………2名 10万円
※ 上記の研修それぞれ1名追加ごとに同額の研修費を別途申し受けます。
- ② 金銭の性質
新規加盟店研修会の参加費用です。宿泊費・食費・教材費等を含みます。
- ③ お支払いいただく時期及び方法
新規加盟店研修会終了後1週間以内に本部指定口座に振込んでいただきます。
- ④ 当該金銭の返還の有無及び条件
研修の受講開始後は理由の如何を問わず返還しません。受講済みの内容の如何も問いません。宿泊や食事が不要の場合であっても研修費の減額は致しません。
- ⑤ その他
決済に際し必要な手数料は、すべてご負担いただきます。
消費税は別途お預かりいたします。
尚、研修費用等は変更する場合があります。

(5) 店舗に要する費用の目安

加盟金、研修費、什器資器材、本部指定の内装工事費、改装費、設計費、物件が賃貸の場合の賃貸人に預託する敷金・保証金など、出店に際し必要となる概算の費用です。

<企業集団外> 約20万円

<企業集団内> 約10万円

※ 上記の費用はあくまでも目安です。店舗の立地、新築・改装の別などにより上記の費用は大幅に変動いたします。

4. オープンアカウント、売上金等の送金

該当ありません。

なお、オープンアカウントとは、加盟店と本部間において発生する種々の金銭債権債務について、それを相殺する勘定を設定しその会計処理を本部が行うことを一般に「オープンアカウント」と呼び、一部のコンビニエンス・ストアにおいてとられている仕組みです。

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付の斡旋等の与信利率

該当ありません。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

- ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類
 - ・ ユニフォーム類
 - ・ 上記商品の関連商品

※ 今後、商品の種類は増減することがあります。
- ② 商品等の供給条件
商品の仕入れにあたっては、本部の指定する基準に基づき本部より行うものとします。
- ③ 仕入先の推奨制度
該当ありません。
- ④ 発注方法
本部指定のコンピューターにてオンラインにより発注していただきます。
- ⑤ 売買代金の決済方法
商品の発送月（発送した日を基準と致します）の月末で締め切り、翌月の23日（土日、祝日等休日の場合、翌営業日）に加盟店指定の預金口座より自動振替にてお支払いいたします。
※決済に際し必要な手数料は、すべてご負担いただきます。
- ⑥ 返品
一旦発注されたものに関しては、本部の責に帰すべき事由のない限り返品できません。
- ⑦ 販売方法
本部指定のマニュアルに基づき販売していただきます。

7. 経営の指導に関する事項

(1) 加盟に際しての指導

- ① 研修
 - ・ 新規加盟店研修会（基本研修会）

経営知識・運営知識・営業知識・サービス知識の理論等を、マニュアルおよび視聴覚教材等により3日間実施されます。

*日数や内容は、変更する場合があります。

- ② マニュアル一式の貸与
経営・運営・営業・サービスに関するマニュアルおよび視聴覚教材を貸与いたします。

(2) 継続的経営指導

- ① 個別もしくはグループ指導
 - イ. オープン時の指導
オープンまでの運営およびオープン前の各種事前相談を行います。
 - ロ. 巡回指導
経営・運営・営業等の店舗運営全般にわたって、本部が必要と判断した場合、巡回訪問して指導にあたります。
 - ハ. グループ指導
オーナー及び事業責任者を、必要に応じエリア単位で一同に会して情報伝達や政策の進行状況をチェックし、目標達成のための方法を検討・指導いたします。
- ② 電話相談
電話による個別相談（随時）
- ③ 各種研修会・会議
 - イ. 年間定例化した事業政策発表の場及び政策推進見直し会議を実施いたします。
事業政策勉強会 年2回または年1回
 - ロ. 年間定例化した運営・営業の向上及び見直しの場として各種の集合研修を実施いたします。
営業会議 月1回または2ヶ月に1回

※ 会議の参加費用はケースにより異なりますが、有料です。

※ 継続的経営指導に伴う費用（電話代、各種研修会・会議の旅費交通費・食費）はすべてご負担いただきます。また、加盟店からの要請による特別指導にかかる費用（本部スタッフの旅費交通費）はご負担いただきます。

8. 使用していただく商標、その他の表示に関する事項

(1) 商標・サービスマークの使用について

本部が有する各種商標・サービスマークのうち、下記の「(3) 商標・サービスマーク」記載のものを本部が定める方法により使用することを許可します。

また、加盟店は、営業店名を原則として「ダスキン〇〇ユニフォームサービス」という統一呼称を用いるものとし、「ダスキン」および「ユニフォームサービス」の知名度のある商標・サービスマークの使用を許諾されると共に、使用を義務づけられるものとしします。

ただし、当該商標・サービスマークおよびこれに類似する商標、サービスマークを自己のものとして、商号登記・商標登録等してはならないものとしします。尚、店名の決定は、加盟店の申し出により本部が決定し承認するものとしします。

(2) その他の表示に関する事項

- ① 車輛は本部の定める方法により指定のマーキングフィルムを貼付していただきます。
- ② 本部指定のユニフォームを着用していただきます。
- ③ 標準店舗に基づく本部指定の看板を設置していただきます。

(※看板は店舗の立地条件などを考慮の上指導いたします)

(3) 商標・サービスマーク



(4) 表示の条件

上記の商標は、当該事業の経営を目的とすること以外に、また本部の定める方法以外で使用してはならないものとします。

9. 契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項

(1) 契約の期間

契約締結の日より3ヶ年間で(ただし、3年目の途中で3月31日があるときは、その日までとします)。

(2) 更新の条件及び手続き

本部、加盟店のいずれかにより、契約期間満了の3ヶ月前までに書面にて更新しない旨の意思表示がない場合は、1ヶ年間更新され、その後期間満了の都度この例によります。

(3) 契約解除の要件

- ① 本部と加盟店の双方が合意に達した場合。
- ② 加盟店が、書面により3ヶ月前までに予告し、解約する場合。
- ③ 本部が、書面により3ヶ月前までに予告し、解約する場合。
- ④ 本部による催告つき解約について
 - ・ 本契約および本契約に関する取引代金等の本部または関連取引先への金銭債務の支払いが延滞した場合。
 - ・ 本部の書面による事前承認を得ずに継続して30日間以上事業活動を行わない場合。
 - ・ 本部が定めた方法、システムに基づかずに事業展開を行った場合。
 - ・ 本部の定めたシステム、ノウハウを本部が認めた本契約に定める事業以外に使用した場合。
 - ・ 本部の知的財産権等や組織を利用して本部の承認を得ていない一切の事業活動その他の営業を行った場合。
 - ・ その他本部の定める方式に基づく事業展開が行われない場合。
 - ・ 加盟店が本部の商号(株式会社ダスキン)を用いて第三者と契約を結んだ場合。
 - ・ 加盟店が本部に提出すべき報告に関し、故意に虚偽の報告をした場合。
 - ・ その他、加盟店が本契約の各条項の一つにでも違反した場合。
- ⑤ 本部による無催告解約について
 - ・ 支払責任のある手形、小切手が不渡りとなり、その他支払いを停止した場合。
 - ・ 他から仮差押・仮処分・強制執行・競売・滞納処分を受け、または破産・民事再生・特別清算・会社更生手続等の申立を受け、もしくは自らその申立をした場合。
 - ・ 自己の財産または営業の全部または重要な部分を第三者に譲渡または担保に供したとき。
 - ・ 加盟店の債務履行が極めて困難になったと本部が判断する場合。

- ・ 加盟店が禁治産宣告もしくは準禁治産宣告を受けていた場合、後見、保佐、補助の審判または失踪の宣告を受けた場合。
- ・ 加盟店が刑事訴追を受けた場合。
- ・ 加盟店が暴力団またはその関係者と関係があることが判明した場合、公序良俗に反する反社会的団体またはその関係者と関係があることが判明した場合。
- ・ 加盟店に本契約に定める事業および本部の信用もしくは名誉を著しく損なう言動もしくは行為があった場合。
- ・ 本部が主宰統括する他の事業に関する契約が加盟店の責に帰すべき事由により解除されたとき。

(4) 契約終了の手続き

- ① マニュアル等、本部が貸与しているすべての物品を返還していただきます。
- ② 当該事業に関し許諾していた一切の商標、サービスマーク等の表示を、すべて抹消していただきます。
- ③ サービスが継続しているお客様のサービス責任は、当然に本部に帰属するものとし、本部が指定する直営店または加盟店が引き継ぐものとします。
- ④ 顧客名簿及び顧客との接触頻度、加盟店への好意度、サービス提供状況等を記録した資料を本部に無償で引き渡すものとします。

(5) 契約解除によって生ずる損害賠償金の額又は算定方法その他の義務について

加盟店が本部に損害を及ぼしている場合は、その賠償の責を負うものとします。

10. 定期的にお支払いいただく金銭に関する事項

(1) ロイヤルティ

該当ありません。

(2) 広告分担金

- ① お支払いいただく金銭の額又は算定方法
本チェーン事業における総売上の0.8%。
- ② 金銭の性質
本部が行う広告・販売促進等に要する費用の分担金。
- ③ お支払いいただく時期
当月分を毎月末日に締め切り、翌月の23日（土日、祝日等休日の場合、翌営業日）にお支払いいただきます。
- ④ お支払いいただく方法
加盟店指定の預金口座より自動振替にてお支払いいただきます。

(3) コンピュータシステム使用料

- ① お支払いいただく金銭の額又は算定方法
月額 加盟店お客様売上（税抜）の0.5%（上限10万円）
*初期導入設置費用は別途ご負担いただきます。
- ② 金銭の性質
システム使用料・開発保守料
- ③ お支払いいただく時期
当月分を毎月末日に締め切り、翌月の23日（土日、祝日等休日の場合、翌営業日）にお支払いいただきます。
- ④ お支払いいただく方法

加盟店指定の預金口座より自動振替にてお支払いいただきます。
※上記の内容は、変更する場合があります。

1 1. 営業時間並びに営業日・休業日について

(1) 営業時間

営業時間は、原則として、午前9時00分から午後5時30分です。

(2) 営業日

営業日は、原則として、毎週月曜日から金曜日までです。

(3) 休業日

休業日は、原則として、毎週土・日曜日、年末年始及びお盆休みです。
ただし、お客様の要望によるサービスの実施など必要に応じて対応します。

1 2. テリトリー権の有無及びその内容について

指定営業地域として、原則、都道府県単位で設定し、当該地域で営業する権利を付与します。加盟店は当該地域内に限定し本事業を展開するものとし、当該地域外では事業展開してはなりません。また、指定営業地域については、独占的権利を与えるものではなく、将来、当該地域に本部の直営店または他の加盟店を出店させることがあります。

1 3. 競業禁止義務の有無及びその内容について

加盟店及びその代表者・役員は、フランチャイズ契約の有効期間中はもとより、フランチャイズ契約終了後といえども18ヶ月間は本部の書面による承諾なき限り、その名義・態様の如何を問わず、本部より指定された指定営業地域が属する都道府県内において、本事業と同一または類似の営業ないし営業の部類に属する取引を行ってはならず、他をして行わせてはならないものとします。

1 4. 守秘義務の有無及びその内容について

加盟店は、フランチャイズ契約の有効期間と終了後とを問わず、自店の従業員（働きさん）および事業活動の協力者またはお客様に対して事業展開上説明を必要とする場合を除き、当該事業の組織機構・事業展開方法・料金価格体系・サービスシステムその他の事業ノウハウを他に開示、漏洩してはならないものとします。また、本部より配布もしくは貸与されたマニュアル・書類は、本部が所有権・著作権を有するため加盟店は厳重に保管し、フランチャイズ契約の有効期間中と終了後とを問わず本部の書面による承認を得ずに閲覧、謄写等をさせてはならないものとします。特に本部が「秘」と指定した文書は第三者の目に触れないよう保管すると共に何人にもこれを閲覧、謄写させてはならないものとします。

1 5. 店舗の構造又は内外装について加盟者に課する特別の義務について

加盟店は、本部との統一的イメージを保持するため、営業所・事務所等加盟店の事

業所の内装、外装について、本部が定める標準仕様、標準規格等に合致する表示、塗装、照明等を施工するものとします。また、事業所の内外及び周辺だけでなく、営業、サービス提供に使用する車輛の内外をも常に良好かつ清潔で魅力的な状態に保持し、事業所については、本部が指示する内容に従って、修理・改装等を自己の費用負担をもって行うものとします。

※ 詳細は、本部が指導いたします。

16. 契約違反した場合の違約金、課される義務について

- ① 加盟店が、本部に損害を及ぼしている場合は、その賠償の責を負うものとします。
- ② 加盟店又はその代表者・役員が競業禁止義務に違反した場合は、本部は競業の差し止めをできるほか、加盟店が当該営業または取引により受けた利益を本部の損害額とみなし、当該損害額を請求することができるものとし、加盟店はこれを支払うものとし、更に損害があればそれも賠償するものとします。
- ③ 債務の支払いを遅滞した場合は、遅延損害金を支払うものとします。

17. 事業活動上の損失に対する補償の有無及びその内容等

事業活動上の損失に対する補償制度や経営不振となった場合の補償制度等はありません。

18. 加盟者に課する特別の義務について

(1) 加盟条件

加盟店は、本チェーンに加盟するにあたり、次の条件を満たすものとします。

- ① 担当者(2名)の設置
- ② 専用車両の設置
- ③ 事業所における金庫の設置

(2) 売上目標の達成努力義務

加盟店は、本部と協議して設定した売上目標については、特別の理由がない限り達成する努力義務を負うものとします。

(3) 名義貸し、譲渡の禁止

加盟店は、フランチャイズ契約によって取得した当該事業を、自らもしくは自らが直接雇用する従業員のみで実施するものとし、第三者に名義貸しをしたり、下請けを使ったり、譲渡することはできません。

(4) インボイス制度への対応について

加盟店は、インボイス制度に対応した適格請求書の発行を行う登録事業者として事業展開を行っていただきます。ただし、本チェーン加盟の対象となる加盟店で締結する「ダスキンユニフォームサービスフランチャイズチェーン加盟契約書」または、ダスキン支店契約に関する契約書の契約締結日が2023年3月31日以前の場合はその限りではありません。

19. その他定期的にお支払いいただく金銭に関する事項

(1) チェーン会費(加盟店会)

- ① お支払いいただく金銭の額又は算定方法
月額 4,500円
*入会時に別途入会金10,000円をお支払いいただきます。
- ② 金銭の性質
チェーン会の運営に資するため
- ③ お支払いいただく時期
4月分から9月分を4月度
10月分から3月分を10月度に末日に締め切り、翌月の23日(土日、祝日等休日の場合、翌営業日)にお支払いいただきます。
- ④ お支払いいただく方法
加盟店指定の預金口座より自動振替にてお支払いいただきます

(2) 21世紀開発育成拠出金(加盟店会)

- ① お支払いいただく金銭の額又は算定方法
月額 5,000円
- ② 金銭の性質
事業に携わる総ての人達的能力開発・育成をもって、本事業の発展、目的達成のために活用いたします。
- ③ お支払いいただく時期
当月分を毎月末日に締め切り、翌月の23日(土日、祝日等休日の場合、翌営業日)にお支払いいただきます。
- ④ お支払いいただく方法
加盟店指定の預金口座より自動振替にてお支払いいただきます

以 上

「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書

項 目	頁 数	確 認 印	
		説明者	加盟者
フランチャイズ契約のご案内	2		
ダスキユニフォームサービスフランチャイズチェーンへの加盟を希望される方へ	3		
第Ⅰ部 株式会社ダスキンについて			
2. わが社の経営理念 (1) ダスキン経営理念 (2) 企業目的	6		
2. 本部の概要 商号・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業内容・所属団体・沿革等	6		
3. 会社組織図	10		
4. 役員一覧	12		
5. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書	12		
6. 売上・出店状況	14		
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	14		
8. 訴訟件数	14		
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点			
1. 契約の名称	15		
2. 売上・収益予測についての説明	15		
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額 ② 金銭の性質 ③ お支払いいただく時期及び方法 ④ 当該金銭の返還の有無及び条件 ⑤ その他	15		
4. オープンアカウント、売上金等の送金	17		
5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付の斡旋等の与信利率	17		

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類 ② 商品等の供給条件 ③ 仕入先の推奨制度 ④ 発注方法 ⑤ 売買代金の決済方法 ⑥ 返品 ⑦ 販売方法	17		
7. 経営の指導に関する事項	17		
8. 使用していただく商標、その他の表示に関する事項	18		
9. 契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項 (1) 契約の期間 (2) 更新の条件及び手続き (3) 契約解除の要件 (4) 契約終了の手続き (5) 契約解除によって生ずる損害賠償金の額又は算定方法等	19		
10. 定期的にお支払いいただく金銭に関する事項 ① お支払いいただく金銭の額又は算定方法 ② 金銭の性質 ③ お支払いいただく時期 ④ お支払いいただく方法	20		
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日について	21		
12. テリトリー権の有無及びその内容について	21		
13. 競業禁止義務の有無及びその内容について	21		
14. 守秘義務の有無及びその内容について	21		
15. 店舗の内外装等についての特別義務	22		
16. 契約違反をした場合の違約金、課される義務について	22		
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無及びその内容等	22		
18. 加盟者に課する特別の義務について	22		
後記1.「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書			

以下について、自署により記名の上、捺印のこと。

年 月 日

説明者

・私 は、フランチャイズ契約に関する上記全ての項目を説明し、加盟希望者の理解をいただきました。

説明者

印

加盟希望者

・弊社(私) は、フランチャイズ契約に関する上記全ての項目について、説明者より説明を受け、理解しました。

加盟希望者

印

